香芝市景観条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第２４号

香芝市景観条例

（目的）

第１条　この条例は、良好な景観の形成について、香芝市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ先導的に推進し、もって潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　良好な景観は、自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されたものであり、市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）及び市が協働で整備、保全及び創出を図り、良好な景観を次世代へと継承しなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共事業を実施する責務を有する。

３　市は、良好な景観の形成に関する市民等の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

（市民の責務）

第４条　市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観計画）

第６条　市長は、市内の良好な景観の形成を総合的かつ先導的に推進するため、景観計画（法第８条第１項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

２　市長は、景観計画の区域内において、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域（以下「重点景観形成区域」という。）を定めることができる。

３　重点景観形成区域における法第８条第２項第２号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

（届出を要する行為等）

第７条　法第１６条第１項第４号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

２　法第１６条第１項第４号に掲げる行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

３　前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

４　法第１６条第１項第４号に掲げる行為に係る同項の規定により届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに行為の完了予定日とする。

５　法第１６条第１項第４号に掲げる行為に係る同条第２項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の届出に係る行為が同条第７項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

６　景観法施行規則（平成１６年国土交通省令第１００号）第１条第２項第４号の条例で定める図書は、法第８条第４項第２号の規定により景観計画に定める基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

７　法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 規則で定める仮設の建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(2) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更
(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
イ　農業又は林業を営むために行うもの
ロ　堆積の期間が３０日を超えて継続しないもの
(4) 他の法令又は条例の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの
(5) 法第１６条第１項各号に規定する届出を要する行為（同項第２号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
(6) 前号に規定する規則で定める工作物以外の工作物に係る行為

８　前項第５号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

（届出を要する行為に係る事前の助言）

第８条　法第１６条第１項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめその内容について、規則で定めるところにより、市長に必要な助言を求めることができる。

２　市長は、前項の規定により助言を求められたときは、香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）別表第１に規定する香芝市景観審議会（以下「審議会」という。）に意見を聴くことができる。

（勧告の手続等）

第９条　市長は、法第１６条第３項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、法第１６条第３項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

（特定届出対象行為）

第１０条　法第１７条第１項の規定による条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（変更命令等の手続）

第１１条　市長は、法第１７条第１項又は第５項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の完了の届出）

第１２条　法第１６条第１項又は第２項の規定による届出（同条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係るものに限る。）を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（景観形成基準に係る配慮義務等）

第１３条　法第１６条第１項又は第２項の規定による届出を要しない場合においても、景観計画の区域内において、同条第１項第１号、第２号若しくは第３号又は第７条第１項第１号若しくは第２号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（既存の建築物等に対する措置の求め）

第１４条　市長は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は第７条第７項第５号に規定する規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等）

第１５条　市長は、法第１９条第１項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第２８条第１項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

３　前２項の規定は、法第２７条第１項若しくは第２項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第３５条第１項若しくは第２項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第１６条　法第２５条第２項の規定により定める管理の方法の基準は、次のと

おりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第１７条　法第３３条第２項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、枝葉の手入れその他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

（景観への理解を深めるための施策等）

第１８条　市は、市民等が、良好な景観の形成について理解を深めるとともに、良好な景観の形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、良好な景観の形成に関する知識の普及、学習の支援その他の必要な施策を実施するものとする。

２　市は、市及び市民等が、連携し、又は協働して、良好な景観の形成を推進することができるよう、相互の交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

（委任）

第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第１５条から第１７条までの規定は、令和９年７月１日から施行する。

（景観計画に関する経過措置）

２　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、奈良県景観計画（平成２１年奈良県告示第４０号）を市の景観計画とみなして、第７条から第１４条までの規定

を適用する。

（行為の届出等に関する経過措置）

３　施行日の前日までに、奈良県知事に法第１６条第１項又は第２項の規定による届出（同条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係るものに限る。）を行った者が施行日以後に当該届出に係る行為を完了したときは、当該届出を行った者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（香芝市附属機関設置条例の一部改正）

４　香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１香芝市景観計画審議会の項中「香芝市景観計画審議会」を「香芝市景観審議会」に、「景観計画についての」を「良好な景観の形成を推進するために必要な」に、「審査期間」を「２年」に改める。